

犬の飼い主の皆さんへ

犬（ペット）は私たちに癒やしを与えてくれる大切な存在ですが、不適切な飼い方をすると近所迷惑やトラブルの原因となるだけでなく、生活環境の悪化にもつながります。近隣の生活環境に十分配慮し、犬との生活を楽しいものにしましょう。

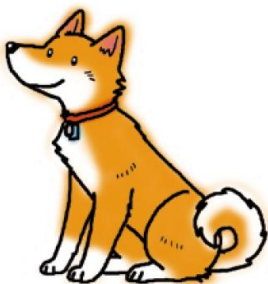
○必ずつないで飼いましょう

「山形県動物の保護及び管理に関する条例」により、飼い犬のけい留が義務付けられています。犬は一定の場合を除き、常につないでおく必要があります。

飼い主にとってはおとなしい犬でも、他の人、特に犬嫌いの人には怖いとすることがあります。犬が嫌いな人も安心して暮らせるよう、散歩のときも引綱（リード）をつけて出かけ、決して放さないようにしましょう。また、引綱は長く伸ばさず、犬をコントロールできる長さにしましょう。

○フンの後始末は飼い主が責任を持って行いましょう

愛犬には散歩前の排せつをしつけ、散歩中に道路や公園でフンをしたら必ず持ち帰るよう、片づける道具を持参しましょう。フンの後始末は飼い主の最低限のマナーです。



○ご近所への配慮を忘れずに

犬の鳴き声や臭いなど、飼い主以外の人には気になるものです。飼い主は、鳴き声や臭いなどで人に迷惑をかけるないように管理する必要があります。

きちんとしつけをし、こまめに清掃を行うなど、周囲の方に配慮しましょう。

犬（ペット）は大事な家族の一員です。愛情を持って接し、最後まで責任をもって飼養しましょう。

酒田市市民部環境衛生課
〒998-0104 酒田市広栄町三丁目 133 番地
TEL 0234-31-0933